

岐阜県 木クン株対策特別支援金 申請受付要項

新型コロナウイルス感染症の拡大や、まん延防止等重点措置の要請※に伴い、
需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、
自らの事業判断によらず2022年1月、2月又は3月の売上が
2019年、2020年又は2021年のいずれかの年の同月と比べて15%以上減少した
岐阜県内事業者の皆様の事業継続を支援します。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき実施された法第31条の6第1項等の規定による要請等を指します

申請方法

所定の申請様式に必要事項を記入の上、添付書類を添えて郵送で
申請願います。（提出書類 16～19ページ参照）

<宛先>

〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町6-8 ABCビル2階
岐阜県木クン株対策特別支援金 受付係 宛

※ 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から持参による申請は受付しておりません。

申請期間

2022年2月22日(火)～5月31日(火) 当日消印有効

お問合せ先

岐阜県木クン株対策特別支援金 相談窓口（コールセンター）

電話番号 **0120-663-500** （受付時間 9時～17時）

2022年3月15日改訂

岐阜県

「岐阜県木クン株対策特別支援金」の不正受給は犯罪です。

岐阜県オミクロン株対策特別支援金

1. 岐阜県オミクロン株対策特別支援金とは

新型コロナウイルス感染症の拡大や、まん延防止等重点措置の要請に伴い、需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、業績が悪化した岐阜県内の事業者を対象に支援金を支給します。

2. 対象となる方

以下の要件を満たす中小法人及び個人事業者等。

【共通】

- ・本店又は主たる事務所が岐阜県内にあること（確定申告書記載の納税地（個人にあっては確定申告書の住所欄上段に記載の住所）が岐阜県内にあること）。
- ・2019年以前から事業を行っていること。
- ・2019年、2020年又は2021年のうちいずれかの年及び2022年の1月又は2月において事業収入（売上）を得ていること。
- ・今後も事業の継続及び立て直しのための取組を実施する意思があること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自らの事業判断によらず、2022年の1月又は2月の事業収入が、2019年、2020年、2021年のうちいずれかの年の同月と比較して**15%以上減少**していること。

【法人のみ】

- ・2021年12月31日の時点で、次の①又は②のうちいずれかを満たす法人。
 - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること。
 - ②資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下であること。

3. 給付額

法人：一律定額**20万円** 個人事業者等：一律定額**10万円**

4. 申請期間

2022年**2月22日(火)～4月28日(木)** 当日消印有効

5. 申請方法

所定の申請様式に必要事項を記入し、添付書類を添えて県へ郵送してください。

- ・新型コロナ感染拡大防止の観点から、持参による申請は受付しておりません。
- ・簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。

※申請様式は、岐阜県ホームページからダウンロードするか商工観光課で配布しています。

6. その他

- ・岐阜県の時短要請協力金（第9弾）の給付対象となっている場合は、本支援金の給付対象になりません。
- ・2022年の1月及び2月の両月において売上減少率が15%以上減少していても、給付金額は一律定額金額1回限りの給付となります。
- ・支援金は、店舗単位や事業単位ではなく、事業者単位での給付となります。
- ・特定の店舗や事業のみが要件を満たしても、事業者全体で給付要件を満たさなければ給付対象とはなりません。

7. お問い合わせ先

岐阜県オミクロン株対策特別支援金相談窓口（コールセンター）
電話番号 0120-663-500（受付時間9時～17時）

